

2024年5月10日

各位

会社名	株式会社エディオン
代表者名	代表取締役会長兼社長執行役員 久保 允誉
コード番号	2730 (東証プライム市場)
問い合わせ先	取締役副社長執行役員 山崎 徳雄

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年3月27日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針であります。

これに伴い、本日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨の規定を新設するとともに、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する規定を変更するものであります。

なお、本定款の変更につきましては、第23回定時総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりとなります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日	2024年6月27日
定款一部変更の効力発生日	2024年6月27日

以上

お問い合わせ先	
IR 広報部	電話番号 06-6202-6016

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③ (条文省略) <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>社長</u>が招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② (条文省略) <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、16名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② (条文省略) 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 <p>第5条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって選定し、これを公告する。 ③ (現行どおり) <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱いおよびその手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② (現行どおり) <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、16名以内とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ② (現行どおり)

<p>③ (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略) ③ 取締役会は、その決議により会長、社長各1名、副会長、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>社長が招集し、議長となる。</u> ② <u>社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> ③ <u>増員または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> ④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u> ⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり) ③ 取締役会は、その決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長、社長各1名、副会長、副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。 ② <u>前項の招集権者および議長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) <u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第30条 監査役および補欠の監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役および補欠の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。 ③ 補欠の監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催のときまでとする。 ④ 補欠の監査役が就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為によ</p>	<p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
--	--

<p><u>る賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 23 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が発生する前の同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任を取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第 23 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
--	--